

漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却の償却限度額の計算に関する付表
(措法46の4、68の33)

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

当期開始の日前4年以内に開始した最初の事業年度又は連結事業年度開始の日	1	平	・	・					
漁船の構造等	2								
漁船の名称	3								
取得等年月日	4	平	・	・	平	・	・		
漁業の用に供した年月日	5	平	・	・	平	・	・		
同上の日以後5年を経過する日 (供用期間の末日)	6	平	・	・	平	・	・		
取得価額	7						円		
普通償却限度額	8						円		
割増償却率	9		$\frac{14}{100}$			$\frac{14}{100}$			
割増償却限度額 (8) × (9)	10						円		
償却・準備金方式の区分	11		償却・準備金		償却・準備金		償却・準備金		
改善計画の認定年月日									
改善計画が当初のものである場合の認定を受けた年月日	12	平	・	・	個人である漁業者の経営組織 変更に係る認定を受けた年月日	14	平	・	・
改善計画が引き続いたものである場合の認定を受けた年月日	13	平	・	・	改善計画が引き続いたものである場合の認定を受けた年月日	15	平	・	・
適用要件等									
漁業の用に供した漁船が認定改善計画に従って取得等した漁船である旨の事項	16								
当期末において認定改善計画に従って漁業経営の改善のための措置を実施している旨の事項	17								
その他参考となる事項	18								

特別償却の付表(二十七) 平十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（二十七）の記載の仕方

- 1 この付表（二十七）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第46条の4《漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の33《漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その漁船の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
- 2 「当期開始の日前4年以内に開始した最初の事業年度又は連結事業年度開始の日1」には、適用を受ける事業年度（又は連結事業年度）開始の日前4年以内に開始した各事業年度（又は各連結事業年度）のうち最も古い事業年度（又は連結事業年度）の開始の日を記載します。
- 3 「漁船の構造等2」には、耐用年数省令別表に基づき、漁船の構造、細目等を記載します。
- 4 「取得等年月日4」には、当期末において有する漁船のうち漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第4条第1項の認定を受けた改善計画（以下「認定改善計画」といいます。）に従って取得等した漁船のその取得等の年月日を記載します。
なお、その取得等の日が、上記2の「当期開始の日前4年以内に開始した最初の事業年度又は連結事業年度開始の日1」に記載した日前である場合の漁船は、この制度の適用がありませんので注意してください。
- 5 「同上の日以後5年を経過する日（供用期間の末日）6」には、「漁業の用に供した年月日5」に記載した日以後5年を経過する日を記載します。
なお、適用を受ける事業年度（又は連結事業年度）開始の日がこの記載した日後である場合には、この制度の適用がありませんので注意してください。
- 6 「取得価額7」には、漁船の取得価額を記載します。
ただし、その漁船につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 7 「普通償却限度額8」には、漁船の普通償却限度額を記載します。
- 8 「償却・準備金方式の区分11」は、その漁船につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 9 「改善計画の認定年月日」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「改善計画が当初のものである場合の認定を受けた年月日12」には、その認定改善計画に係る認定を受けた年月日を記載します。
 - (2) 「改善計画が引き続いたものである場合の認定を受けた年月日13」には、上記(1)に係る認定改善計画に引き続いて、租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第29条の3の2第2項（又は第39条の62第2項）に規定する認定を受けた場合に、その認定を受けた年月日を記載します。
なお、この場合は、当初の認定改善計画に従って取得等した漁船であっても、措置法第46条の4第1項（又は第68条の33第1項）に規定する供用期間内の日を含む事業年度（又は連結事業年度）終了の日において有する漁船で「当期開始の日前4年以内に開始した最初の事業年度又は連結事業年度開始の日1」に記載した日以後に取得等したものであればこの制度の適用があります。
 - (3) 「個人である漁業者の経営組織変更に係る認定を受けた年月日14」には、措置法令第29条の3の2第1項（又は第39条の62第1項）に規定する認定を受けた場合に、その認定を受けた年月日を記載します。
 - (4) 「改善計画が引き続いたものである場合の認定を受けた年月日15」には、上記(3)に係る改善計画に引き続いて、措置法令第29条の3の2第2項（又は第39条の62第2項）に規定する認定を受けた場合に、その認定を受けた年月日を記載します。
なお、この場合は、当初の認定改善計画に従って取得等した漁船であっても、措置法第46条の4第1項（又は第68条の33第1項）に規定する供用期間内の日を含む事業年度（又は連結事業年度）終了の日において有する漁船で「当期開始の日前4年以内に開始した最初の事業年度又は連結事業年度開始の日1」に記載した日以後に取得等したものであればこの制度の適用があります。
- 10 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「漁業の用に供した漁船が認定改善計画に従って取得等した漁船である旨の事項16」には、この制度の適用を受ける各漁船が認定改善計画に従って取得等した漁船である旨の事項を記載してください。
 - (2) 「当期末において認定改善計画に従って漁業経営の改善のための措置を実施している旨の事項17」には、法人が当期末において認定改善計画に従って漁業経営の改善のための措置を実施している旨の事項を記載してください。
 - (3) 「その他参考となる事項18」には、適用対象法人及び適用対象資産に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載してください。